平家物語　十五

伊
1760
13

宮内省圖書寮

月り 5
號
巻

平家物語巻第十五

高倉院四宮御即位事

惠良和尚解脱事

義仲行家伏誅事

平家宇佐宮参詣事

備前三郎惟能事

柳御所付法住寺殿

平家屋島付法住寺殿

惟仁親王御即位事

柳下紀僧正真済事

平家大宰府付法住寺殿

平家被追出大宰府事

平家山陽城付法住寺殿

小松殿中将清経入海事

頼朝征夷大将軍宣旨事

猫間中納言事
水鶏会戦事
宮山会戦事
木曾遣怒状於山門事

木曾亲車院参事
妓尾太郎重康義り
義仲押寄法住寺殿事
頼朝遣牒状於山門事

寿永二年八月十五日高倉院御子先帝御三
百おりまして御けう戒二文をは御の志と平
家に立まつりて西国よりおりけり三位文
を法皇に入まつりて見奉せ給ふ勢法
けう達は三文八法皇に面面奉せ給ひ
しかしこれをもせ法皇に見奉せ給ふ
ものいせ法皇よりの御文をは法皇に見
中ま法けう達八云ふ志ひさの上よりまつせ

給くなりしけるよりひさしくせさ勢
こまひさりけれおほくろおんのかく俗光法
師をハみなとそのなかろしくお伊せへき氏文
乃識の孫なりけるとそれらしかなしみてある
院のおさめくおハしせしまたつハさ給ふのあれ
とて出これ横にて光遊かく給かとかくさ
みをそてめてき給へ給をいまてみさりける
事よりて御渡はなつさせ給へハ浄たるれ

二位殿その時ハ丹後殿とて御前にめ給け
者と法神をと恋ありて飛角れはさくとちかく
おようすく御給ハ氏文すくくりまて世給
ハあとかさせ給のれハ法皇さまありあと
給ありてさくまして世給よりり後鳥羽院
とてハ此御事なり内く御ハきと纏り清
ありけ給ハと字文子く孫く海くと日本国
のおなしめてりつて世給ふへしとの礼

祇園殿陽禁門院と申奉けるは四歳よりせ
ぜ殿御母八七条院の女房の更衣隆親女にて
ありしかの建礼門院の中宮と申せしこき
中納言四位隆房卿にてありけるを
三のゐ殿四位方へめされて世を忍ぶ程に
子さへつきぬ三位出家せられけるを聞
丈平家の為成と申武者ありけるを
おそれて世をはばかりけるを八条二位殿出家付た

てまつりたまひけるは武者を使ひ
行給ひ殿御ひとりそまうけ給ふ
国へ平家よりかへしてあらけ給ひ時と
ぞよおぼしてしかのことを世にもさりけ
ば八条と京にて世をすまし給ひけるを
西国より人をかへして文あひらまし
せくいうにて世を過しとゝかれ給
はせ母の妹北御門院守護こゝを

よろこひまいらせて留めていらせまいりけり
さもて死事なれとも親王ゆるしさせ
なとゝり申されは院宣に御運はひらけん
と其猶越をのよふらして留めまいらせた
まけるよその次日院ハ御さろありて御車
をはむ久しよまいらせられけり六日平
家の一類出て敵上人来府読誦百八十八会
をつためら御時太て父子二人ハ此津よめれ

まかり十善の帝王三種の寶物かへし入させ
たまへる事すゝ今年の人乃見えぬ御勝
そこされまいりけるよりて被宿けれと
うきこゝし
前田邑帝と申御門ましますけれ皇子
十二人姫宮十七人乃御はらは大臣の王子
又は権ミ乃親王と申御母は紀氏二国明
と申家のこうや此門にこの此子成とよいとやし

くれはてゝ春はあけぬ春宮よりて世をさ
ゝ法皇法皇世をしてまつりさたまりぬ
けぬとも堀川親王をして位に就奉て御
まつり位の御父は白河大政大臣殿房公天下
の政をして法皇崩御おはしけ法皇
世の人おもひおもひてまつりて氏の子東宮
あるこゝろをもつへきを門院堀河殿を
いかゝ成しき御事よおもひ給て堀
河の子堀川の御子なりをあはせて
十歳に成給へしまあるへしその御願あ
東宮よハしをせ給へしとあはせ給堀
河の御子にをはしまのりこゝろ成めあ
めて寮の御馬成とよ紀をとりたくまつ
世給へハ一宮御母と人おもひ給ハ
母の技あ柿本成きゝ濃正真洲二戸ハ東宮
の長者に成貴人御いのりこゝろ堀川

乃親王はいとよろこばハ相撲の節あるべしと
あり給せてこゝに出羽の御門は比叡山の惠良
和尚とて慈覺大師の御弟子なりてめく
しき法上人出いでのり給ひ和尚ハ比叡山
乃西塔に平等坊と云坊まして大威德の法を
行おこなひ給ひ根元親王ハこゝに
乃ハ六十人の力ありしかとも
虎ハ虎にて云けるに人をいとされりけ

堪仁親王はよハ能雄の將こそなれの力
乃人なりしかとも
初御門肝膽を碎き給ひ
しかハ名虎ハ
雄の御門を捨て投げ
やとおりひりる程よ能雄一丈ハ
迯てはくらしてしかとも
金て忘れ給ひ

右近馬場にて行ふ和尚番衆員を加
度おのゝ行く右近馬場より平等坊にて
人成立て行ふ事獅子のゝ番員を
云傳ふと雖き云ふ推言されしを
引けるに番ゝより和尚を
行ひて今六番行けてゝかゝす堀
仁親王御行ふ色ゝ番をて後出ゝ
御好道八坂神社にかゝりて年来

取物の猶右にて自御頃を成て脳
をとりいてゝ施壇乃大よを行ふり
け道八繪像の本尊大威徳の名牛ゝ
まゝよゝ忘をゝてゝ知ゝりけるれ
よりしてひきけて堀仁親王ゝ六
番御よりり又相撲節ゝを推言れ御ゝ
たの名虎負ゝより能雄ゝ相御よけを
堀仁行ゝ郎世行ひゝより清和院門ゝ

すハ玉ゑハら授の法門乃事也法門云ふと
おもひしめし給ひし事かなりゑ之の時
三部之云経書ありゑ所先堀高堀成堀高
此三人の歌を紙さして春宮よ之元給事
を経書よ之ゑりけ給ひけり此きみ此年三
十ゑ之く此ゑ有ゑ之て女尾と云事よ
申しゑて之ゑ給ひ申給ひて次年
失ゑ世給よりゑ女尾の天皇と申ゑ

堀高ゑ形師柿下紀僧正真渕ハ此事成
者しゑひて惠良和尚の御弟子成ゑ
ゑりゑしなひけ成年ゑ行の尊意僧
正と申人和尚ゑすゑの門弟ゑ之申し
ゑり坂僧正ゑ給後尾を滿て堀形尾
ゑ之くおりしけ給よ之堀よりゑ也しゑ之ゑ
者ゑ成ゑ之ゑ成ゑ之ゑ成ゑ之ゑ成ゑ之ゑ成ゑ
乃服をゑゑ乃しゑ事形ゑゑ之ゑまりゑ

是げ紙を清正て若よあらすと見給け
ハあはいなよとのろうと問給れハ我ハ真
洲なり和尚の仏前をハ未まくらたく
まうんと思て清正様思ひてまうりて
うかゝひ給ハ当時陽成院をまつとも
せう勢給へ陽成様ハ仕て亜念忍ひこ
とて伝心教を給はハ仏ようを三世
うんとてみてまうなりまはは沙弥子と
成く御を給てまうる弟子仲
よ異様のものおをハ我とおもはめすへし
と云てうせよりり清正ハ当院のあられて
おしとゝ我不思議よおもひて年月を送
給ふよ当新の勅を中人の御子ハ若君
をうしてまうりて清正ハ仕とおもし
て対ようなりてかゝり給ふ公ハ食物
をハあれなりてまうるとて給て給

第九僧正の為とおぼしめしける祈禱より
京より若君の出現ありて大臣をとり
立給りし代なりきみ大臣より外八めさるる
迦八僧正おぼしめしける八真俗の長橋殿
と申し奉る我と三道との給しかハし君八
紀伊正の再誕とうつり給るお姿なり
是ハ人中言語文徳天皇惟喬
親王我と云ハ信より即ちまつり給ひ
と心ひとしくおぼしめしける大臣信公を
て東宮を立ん願を申して恨言ばかりして
ハ信より祈ばまつるやうハ
おぼしめしあいなきれ道八東宮と申して
ひ申しに雖改ひと申せしハ申しよ
ありけ代大臣信公八源氏の長
乃御子少将の大臣と申して河原大臣と云る
の出現なり東宮信まつき給ての貞観

八幡宮二月十日夜半より大納言若男惡天
門殿やまくりの西三条右大臣良相公と心
を合て此門を焼事既堀川関白基経公乃
宰相中将あてまいらせられ給て被宣と
宣るを宰相中将大政大臣に語り
給はは道八大納言大政大臣ひとへに
佛法を神て朝議を傾事なりと
中されれ八宰相中将右京下八りとの也

く雖行て大相国はよりて代
より城中給れを相国おそれきて西ひ西
に大臣八君はしあるよ事なれ人也いとく
世ぬこと城おこるひ給へきて遠系
て西面ある給り堀川関白と東八白川大政
大臣忠仁公はしあるひ給ひ西の三給た
ひ給ひ給ふは勅宣公卿平事城宣也
延昌清西是意念八御いみ給り当陽殿

[illegible]人なりこれ[illegible]
[illegible]人の中[illegible]
神[illegible]八幡宮[illegible]
[illegible]
[illegible]人[illegible]被中[illegible]

義仲行家任官事

八月十日法皇蓮花王院の北[illegible]より南殿へ
[illegible]世[illegible]小條日被行[illegible]冠者義仲
[illegible]為頭[illegible]越後国[illegible]十郎
[illegible]人行家[illegible]

国[illegible]十六日除目[illegible]義
仲[illegible]行家[illegible]
[illegible]安田三郎義宣[illegible]
[illegible]十[illegible]源氏十人勲功の賞[illegible]
[illegible]尉更領[illegible]
[illegible]
[illegible]源氏[illegible]討[illegible]
[illegible]

まいまは平家を追討せよとの宣旨をくださ
されて源氏朝恩はおこるところやしらか
りけなりけるあはれなる世かなある人は
おもひつゞけてたりとぞうち詠じける
院の殿上にて除目おこなはれしにも
しかりはうけ給はより法皇例なし
と度々しめさるゝ字へしめしさせ給けり
同十七日平家筑前国御笠郡大宰府に着

給へり都をは雲井のよそにへたてつれは
給ふにつけても都をよりもいそきた
てまつり恋しくおほしめされけるにつけても
まいり給ふところの菊池の二郎高直石戸
少卿種直同木戸續松浦党を始としておの
く
さと内裏をつくりいとなみけれはけ
内裏八山の中なれは木丸殿ともいひやらこ
とわりしけるは人これ家々八野中田中なり

けぶ八麻の衣八うちもこ後ら八屋とも
中ぶ八一萩八葉向のゆ八扇ひりまろ
れこ二の上かしく神と云れよりお
りひ向りぬ道は新と通ふ八うねかの
玉原れ業平れうゆこ名ようひ一位
田川八ゆりと八かくやとお思てあと
れけり

宇佐美治事

立ふ成ふしめ向いうせて世院少れ改而前

の内大臣ふ下の一門八人こ乱宇佐の宮へ
うまいうれけ宗源殿八ふ上れ皇辰ふ
ア廻廊は月郷雲宮れ辰而こなる大鳥居
は五位六位の官人等かこめ行雇ふよ八
四国九国れ流ふもの甲冑をまひら箭を
帯して加こめうり方行あけの玉離
と物ふひみけ新かうふ八ふ一御神
馬七疋ひ世て七日御系藤而り新れ

はかりとしたる上舊都ゑんかうとていのう
せをはけ給ふ第三日にあたる東宮は
のりよりの神殿おがみたてまつりて震動し
て良久あてゆ殿のうちよりけさかされ
たまふて神鳴あり
世ゑのうさに神とおぼしきものの成つるによりたいのゑん
はなうち大臣殿なかのうさのことよりうちそら
ゆきなりを召て給はりん一門の人ことろハ

心ゆるくおぼしたれけめ
共に日ごろハ院ゆゆ率ゆて内院殿へ入せ
給ふなれハ公卿殿上人法皇ゆ宣命ゆて
節會おこなはれけり神璽寶劔とおさめ奉せ
給ふ内侍所也まうてゆ踐祚の例ゑ
うの如おこなはる幽儀かくのごとくなりすて
みなしたてまつりてかこみ奉給ふ平
家乃ゆ輩ゆてまうしゑれとも兩國へと

あらう勢ひなりしよりて三文殿は乳母八
世を恨意に情事よりあるひてなれ給ひけ迚
ことそのうひ物し帝王殿は位給ひは九
文のうかゝ和ふよりなりとうなりとう
天照大神の出世とうなれたる二
の日なり地よりうれしとなりせも美
国よりなかるれ例とあるなれ我朝なは
帝王殿まうれ或二年或三年ありあ

ひれとも京田舎よ二人殿帝王殿と
事いまうきうなる世殿なれハかなる
事とありなり空文うなる践祚あり
ときうけは平家の人くハあれ三文
空文とうなりまいりて二ヒれ
けはハうまりは言食殿文殿子木
管ヒりうれまりてのうなるう
位なはなるハまりかとヒあれなり平大

御言時忠公御次第の申し上げ候は
天武天皇八年丙辰の年十月天智天
皇御譲位遊ばされ候へきとあり
皇后様より大津皇子の位を即位なし奉り
給んと仰せ出され候処に鹿病を加へ
奉て遂に申上げ奉るに
より頃日皇后様九大佛殿の南面に
髪ひけとそそのかし奉く吉野山へ入り給
ひ給ふ皇后様御供奉致し二十人
餐て大津皇子に対て位を即給はけ
ず孝謙天皇に位譲せ給ひ給ふ
世給ひ御名代は法基尼に申付遣ると
位を遂即ち給ひしき庚子の朝天大雷皇帝
又位を譲て即世給ひ給ふ遂八木
曾申文御系図事うあるめと申て咲あ
ひ給ひけ給とも九月二日院より公卿

そこにて平家追討の宣旨をくだされ
て初めて義経源頼朝と共に大上天皇御
勢ひ郷の初めを被立事 朱雀白川鳥
羽院三代の旧跡あり云事ども
都の名乃所事ども多り所の家の名
例を度ゝ聞ども幡文放生會
毎九月十五日その日ひ代日清見日
右社へ所事あり云て殿上人東帝より
ひきの所事なり出神ゐるあり引連
り所車の事ども中納言朔方於飛遠
使なり伝る
筑紫ては門司関既に遠く大宰府なり
如て人ゝ館ども遠ゝ安
陸ゝて石ども所多り紀伊国ハ刑部
三位頼朝の知行なり所ゝ子息頼
経国月代宿よりて三位云て

これは新八平家の子孫の由緒なり敵よ
てあり一の人民なりやまた亟行年後
の諸藩へあらそうて九国を掌とする
所伏の条既拒飛科而行なり須當国流
掌よおいてハ二ツのものに成なして
あへて世にいる之なかる所ニ成まて
飛私下知之なりなる一院の宣旨なり當
国よりとかき給へるすれ九国二洲掌は勅を

かりて所をもてくせんとの八味
国ハ九国中を迎ふ所を云ふなり
きたりけ也八類弾的當国須人然方之
伊藤より下知せる伊藤ハ国より拒て九
国二洲の号をもる掌ハ申とり成八関東
戸須松浦壹を拒て皆平家成者く
り其中ハ原田大夫種直菊池二郎高直
う一新きりて伊藤の下知ハ不通平家ハ

はなりけれはその比は常陸か家に随けり
彼常陸ねてふしきはまて國去ぬも
打過て心とわ得けるに乃あり九重二條には
忍てへはぬともあり宮より國主よりかはらす
ともえ人は子細に及はす奥に入りけり
丹波國に和田村と云所に赤鷹大夫と云ものの
娘ありけり柏木許と云ける國中
に聞難なきものの聟にせんと云けれは

不用成りしそ給けるはいかなりける
ならは秘蔵して彼國に弱常なる屋一宇造
てわたりけるに侍にむかひて件娘を住
せけれは程にもあらしやしけるも我ことと
いふもの残はかにはいさなつるにはいさゝかし残
のこわかひてありしかともすほとに或年の九月
出家しけれとも夜ともなくかれにて
うちなつめて婦りけるにいつくともなく

きこえ給ふことも有るべきなれば御事なりて
の侍従着て居給ふ御母屋のそばたちやる
さうらうく強くれ地流しけれよりこゝろ
ばせこゝろ地とも更なくひらうかりけ
はいむとあうすのいとき物なる身なるハ
らうけよりうらうさ後東かるせすかるひ
けれをかうてられとも侍ふれ侍る母屋を
又母よかくて決けるハ驚きさハきていとき娘

をよひいてゝてこの松浦河けるハかゝら
ていとうられとも父母あるらにるるけ
侍ふ親の命そこ記かゝてありけまよ
うかりけれすきけることえんなるそ
こゝハ投人の来こん時ゝるをしてな
ゐ赤紙易ね色しを祈んとるよそ忘りり
侍夜れ人ひかみと取ひしきそよゝ人れを
まれのゝに射を身てはしてりり夜

明治父母ハ如何ト云ヒ兄ハ海ニ出テ
ノ事ヲ聞カレタリ又ハ兄ハ海ニ出テ
ヲ入ラレタ夏父子三人ガ家ニ帰ル十人
ハ引ツレテ行ク者ハ孫兵衛
當国ノ中ニ源ヒアリ姫嶽ト云ヒ山ノ奥ニ
苔ムシタル巖ノ穴ヘ引入ラレタ故穴ノ口
ヲ塞ギ礼ハ大ニ驚キ心ヲ痛ミ
悲歎国ノ人ヲ集メ探ス人数ヲ尽テモ見ケ
ル父子ヲ入ラレタ穴ヲ見ル
ハ引ツ糸ヲ礼何事ヲ云ヒ始ル見ル
ヲ入ラレタト云ヒ礼ヲ塚ノ穴ノ中ニ大ニ驚
ラシキ事ヲ思ヒ見レハ蛇ノ如ク
ヲ引ツレ去ル者ハ去年ノ夜ノ如ク頭ニ
ヲ加ヘ山ヲ下リテ礼ヲ引ツレ行ク故ニ
キ事ヲ思ヒ見レハ国ノ人ハ
ヘリ礼ヲ七日目ニ変化ノ力ヲ尽テ

こゝに元吏の男よりすなわち元山城領
すなわち大地なり海より月に八肝魂とあるべき
ものと云れハなるよりハ今しかるべき事なく
なりてたくまりて久しくなりしハ当
時のものとなりてみな海となれる
ものとなるべきハ姫なりうみくれる
海を抱えんとおもふかよんなり船海
脇門より一人の男子を産とせり御産て安穏よ
そこの産し九回二時を隔て産婦のかよと
なるべし第九はかくとなるんなるなり
と云てこれハそもせうれ父母を
姫うてあるべきなのめうあ
てさに所をあけかりよりて月
日とやうなるみちられ二人ハ男子成て
なりを長をるよ逆て宮顔ゆしくなる
海とつけく九回よ同ゆる産の大力の事

よりけてと人よすられるものおそれあり
けれ元服せうゐて西方の役人う行為成
付て大たとう云事なよハあひてと
あつかり切事れい吳れよ赤為たとう
けれとう伊紙い拔大たう代の孫まて
しけくあそうしきこあてあとう院
宣成てこうよは奥よ入て九国二島の
武勇成家成かりのまりて牧万端法

云を引率して大宰府へ發向一ハれて
九国のものとをみる平家をそ比ハて伊
紙よ隨ハり平家ハ人くハ一百月八ヶ比
ハらぬくいまは宗成二あ成を面めて四衆
とを道ハて家こををハりうハ比して
源氏ハりうりて都へハりのハ比へきこ海
くの平事をあうして寄合〳〵評定し
ハ為ところよかハ事成関てさうあ

之間一見面目ニ成
り候ハ小松殿公達為人を相見申度
響為くゝりはまくゝ
国へ越て江戸をそ
ゆくりけ迄ハ元て彩三位中将隆経
小松新中将有盛二人を大将ゝて六十余き
許ゝて豊後国へ
宥け迄ハ江戸熊申け
ハ一院の御宮ゝて

之ハ力をよ江戸を
いゝ世てゝ大事の中ゝ中事ゝ
ハ此ゝあまりゝ世すゝ又ゝこあまりゝ世ゝ
いゝゝのゝ石事ゝ
ゝ世ゝ世ゝ世ゝ世ゝ
ゝゝゝゝゝゝ
元江戸久次男野庭次郎江戸村ゝて二人ありけハ
家を使ゝて平家ゝ方ゝ中をゝけ

家てゝき相続れ君しゝて初てゝ世を治ひ上十義
帝王あ初てゝ世を治ひ人八年を治まる久
きよりは一ゝと九国中に近ものいらを
よと院宣をこれ仏間と八力をよ治ひて
くむ勢治へとゝりけ也八平大納言時
忠ひとゝゝの也高よ緑菊門を治忘て野尾次
良よ出向て乃治ひ治八我君八天孫四十九世れ
正統人皇八十一代の帝大上天皇れ伝股の弟

一人也ゝより治勢を大神宮入奉治ゝり也義
源川のかゝ也家神代より治ゝり治神璽
寶劔内侍所を八正八情文ともまりそまり
治ゝん九国れ人民いゝゝゝゝかゝけ
たくまる八我ゝ上蒙家平将軍貞盛相
馬小二郎将門を追討して東八ケ国を平は
てゝり第家入道大政大臣在家門番伝教を
誅戮して朝敵を治めしゝ治ゝ代れ

間なく国郡人かをめうして帝王其他
ありかたり就中諸国人皆悉く作り花
て意思れりのことしよりて頼朝
義仲ら東国小豪人由後を相続くるれしかか
ちゝハ国をとそうせんをとそうせんと
いふよ嗚呼奴奈う実とおりひてりきさく
らん芸よ対して軍を陸うる後ふれ武
家尊卑の意思を忘て鼻をなうト知よ

三さうん事をうしてあひて死ようゝ
ゝ相屋しとの結りれハ椎村ハ最源山手父
惟能よ代屋うをとりとして立入りぬ椎能ハ
郷濃の為帽子よ引柳れ垂面ちりけて引
ゝぬひて弓れ張をけ相屋ていさ陸ころ
よ伊村かり年ゝり伊能ハいうあつて なる
おりひつるよ相屋せよと云れハ伊村ハ
能かりて芸ハとろくゝうゝ中ゝ国ゝり

らぬ事とぞいとゝ[illegible]れ侍る万人よ
同じうまはこの者ゐ[illegible]せられ侍人ハ平大納言殿
こゝろゝつゝ被仰侍し詞ハ紙二枚ニ
ゝるしらんぬ[illegible]ゝ大ゝかゝるゝ逆
若殿原ゝ申侍らんいとゝあつまりゐ
てまゝ侍つるゝ軍ハかひゝしく見
あゝゝとゝみゝらぬゝ云ゝれハ伊勢ゝけ
侍ハ洲ゝとゝゝ東せゝ帝ゝゝたゝゝ

侍るハ京ゝおゝりゝゝゝゝ宣旨ゝ侍ハ方
へゝゝゝゝれハ事本ゝゝゝゝ事ゝゝゝゝ侍
ゝゝ代帝ゝハ事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ源氏ゝ被責ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝ侍ゝハ人事ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
ゝゝ侍ゝハ洲ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
たらゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ
又ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

は首をてうあるを院宣をそうけ、上七
郎ときわの友をもてゝ尾うて博多津より押寄
て時を作うりけれを平家の方より筑紫の
ゝ家人を大将軍ゝうして菊池原四ゝ一
万騎をそうしむけてゝ向せれはをとも三万
余騎の大勢責かゝるあとうゝ
を大宰府をうゝ攻落ゝ攻のかゝ
天満天神の宮あるうをゝくうた

ちハ今れ行けれ宮ゝ二八荷輿丁をなけをは
蓋花風輦玉の御輿ゝをめれをれとも
乃ゝ御殿上人ゝ女ぬきのそ成り世房
ゝちハ裳唐衣ゝよひてゝかちゝてゝ
見れゝ行ゝとけ行ゝ行ゝ行ゝ
面八車牛のゝ雪風いゝをゝ位成れ
成ゝ成ゝ筑紫の松原ゝ一夜明ゝ
後日香椎宮御参ゝ御ゝ御ゝみゝれ

たゝりて法施をもこゝろ願のつゝしをもこゝろ一度
舊説の行幸乃こゝ被りけ給れとも前
業のいとすこしかゝるを八今生に感應しか
きてこゝろ面となりこゝとゝいるとゝとゝんこゝ
願ゐるとゝあゝ神こゝ天よかゝるゝ龍よあゝゝ八
雲へとものりてこゝ投玄弊三光の流砂惑
顔をこゝのこゝ仏給こゝ見ゝはいくゝ面こゝく
かゝ八求法のこゝめなれ八投生毒に資粮なり

見八順業にのかゝこゝなれ八毒世に苦惱た
のこゝなり仏妃采女八波をゝこゝてかゝん世に
をこゝ乃きこゝ仏九こゝ祥察百度に粉くゝよこゝ
こゝへこゝまゝ給こゝこゝ日八和屋に使
こゝ面よこゝまゝ給ふ故より福業よかゝひ
給ふ八きこゝ給こゝきこゝの名なれ八いつゝ法
給こゝの名こゝりゝとなりこゝてゝまゝこゝあ八
こゝ面こゝりけ給晨海三聚の方へゝとゝりこゝ

なかとかはせとなりなせこてるよかること
山廉氏芝藤次秀章よ使て山廉塚まう
こりり結ふこと程よ九月中旬よりとなりよ
りり物けゆく秋のあれさハいるこいるこら
藤の花よハこのひしこく海色れこまりとめり
らしと思ハるとあるあ人の家れこまの屋よ
ものこと屋敷あこけの風とあの見てあまる
りけてはこうこと松より又山れ忘あるし

のあくこのよ物とあるよこうこのよ出む
玉れとれこうこと称そのこれなれ仏屋十三
夜ハ名我元こと屋月なれこことにこるいは
こあ言こて松の意こさとあるこりあり言
とハおのく一百よこ使こひてはるめ仏屋よ
薩摩のるかくそ忘いり結ひ仏屋
月我今こ夫ヒ貴氏とあ松よ我こあひいらん
源氏大文経威

恋しとよまちかねたまひの夜にしかはらん月見んしともなれわすれて

平大納言時忠

君すめはこれも雲井の月なれと猶恋しきは都なりけり

左馬頭行盛

名にしおふ秋の半も過ぬなりいつより露の霜にかはらん

大臣殿

うちとけてねられさりけり梶枕霜夜の月のゆくへ見んとて

おもひきや故蓬壺の月は波此海によそうつして

見る宿へしとハ九重の雲の上久方の花月よ

なれ遊し友からいまさら切に思ひしらまてお

りひくに口すさみ給ふさころハかなしけれ

おほし落ぬかくてさらくなくさむ花

てありける程に又緒方三郎十万余騎にて

よせると聞へけれハ山鹿城をもともとれお

へ出二百般に棹さして夜もすから豊前国柳浦と

云所まてわたり給ひける海のほとりにくさ

むすめなりしを孫まで世よりいてぬるを
関白殿にて大臣殿をうせ思ひ給ふ
ものこそあるべけれ世もよりいてぬる神代に
投ぬ地京桃園殿をうしなひ給ふ事なり梅梅
桃李引殖て九重は京紅思ひ給ふ事を
なり世給ふべき御のありなり薩摩守忠度
なりとなくに世をうみよ
敦盛九郎は平忠度ハ柳は世を去りて見よ

緒方三郎やそ襲ひ給ふ事ハかの御
所ゑとわるゝ七ケ月をおり高山松遠
て遠夜ハ御ゆ一ハ高山松遠ハ九月は生捕ハ八月
今ハ此くさんなり源頼大夫経盛卿
経盛ハ高倉の恩ハ義経思ひ給ふ
ゆえ日国は方へ御心ハ高山松四郎
三男平重盛清経ハ義経ハ源氏ハ遠流ハ
ゑハ経盛ゑ後遠ハ行ゑハかゆべき

やつはへ一道とて閑に読経し念仏
まて海にいり海峡に沈給ふ人〻もおほく給け
もとも二日甲斐長門ハ新中納言殿国務し
給けるハ目代紀伊民部大夫道助平家小松
に来給へると聞て安芸国防長門二ヶ国乃
檜物屋正木流みける舟三十六艘既定して
平家にたてまつりけれハ又もとに乗給ひて
讃岐へおもし給けり阿波民部大夫成良ハあり

婦しさねきハ屋給によりけるが具れてよ
木葉のことく船ともハ浮てゆきて其むたに
きこ給ふの云けれハ成良ゆくけるハ源氏ハ平に
たおをいてかりとも聞えぬ攻めき平家ハ
公達ハ九国の大将にてまけてかはらさりけれく
かへりよ給ふことんめれハさらハ方欲成良
行向て申されけるに源氏みて成良ハ死ぬらん
もりん矢一射ならぬりと云捨て小船に乗て

漕向ひ方は松とうんてんを大坂乃ゆ
松よりて風ふき出ハさうさいせん
より兵船よりてせんとなりゆし
う指南のものハ出ハ柏のひまいて世
んとの八まうへ二ツ成なせんのよもま
りうしきこ行て世話人をそ心記
すいうせしてゆきあ足はせんとしも
ゆさいうせしるものを武蔵の国塙郡せ

ひかり兵船よりはれてせきりとゆ
て入まうしをあやしれ民の船を見届こるよ
うこれハ三うしゆ武蔵ものすす大
坂の第九月卿雲家ハ三つ之世屋よ東成
あ海士は苫屋よ貝殻をうり薬橋まうう
波ようれ寄よ三角もくゆ一言一語
乃船かるをひハ柏れをひ指ゆ
きかうあうしあ世のう筆れをひ指

は人々滅亡せんとす物語あり
移りて威武に就向て河内国の住人武蔵坊と
して四国の者ども多ひしくるのり孔
雀より振舞れば威武彼方ゆしき
ものなりとて河内国まるなり歓喜ハ
九国をも志ざんと設おかれハちち
かり原田大夫種直菊池二郎肥後守
の守よりまりれども伊予に設おかて

国務ゝとも及ばれくありけれ上ハ
つゝりして乱り河内国を威武中より踏張
乱れハ四国の者ども かたらひよ張りて
けり二十年より伊与河野四郎通信ハ
そまいりて乱威武河内にて四国ニ
て枝成れ河内国を郎ゝ乱れ
ゝ世ゝ人ゝとあやしれ九尾とて逆て
信ゝ乱り

都より法皇北方歌ゝのめなる故二条殿を
三位の禅器和尚とする事月日あり
見かさなりぬる八逆討の使とて八ゝん光
光盛より付て色葉国の賊と也なり海底の
塵とりわけなるゝ光盛代
の光忠より云なる都内のまへより法不
思議のあるようつはけ法御禅大輩舎也
出てよりくなりたりて新へ寄向入

らんとて向くの出いのりともを始られ人ゝよ
仏会せる道なりと云ふ八御使をそこれ
て時忠ゝより法ゝと議定あり引張り
使義成法ゝ心向しと評定あり引張よ
時光義成ゝ加義成そこうへ法ゝ
ゝひ中ゝ引張八法皇時現実時光ゝ
引張八宮御の大事共仏事よあり為ゝ
ゝて御成くりゝ時忠より仏会ゝと使法け

主は時元卜仰ハ別家ハ大事右の仰
たくこの事を細まかに申すべきまかりく
ゝるべくハ仰ハ下して他家へ入事無之為
為くハ主家ハ西園寺家をとゝむきハは
必相違ハ為ハ仰ハ時忠申ハ右ハ
幸なりとて為ハ力仰ハ為ハ仰ハ
仰ハ仰ハ右ハ幸とハハ
ゝしハて為ハ仰ハ仰ハ

ゝ度ハ申ハ仰ハ義ハ為ハ
人の為ハ為ハ三公ハ仰ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ
為ハ為ハ為ハ為ハ為ハ

ありけれは時忠はこれを聞て西国よりとさ
やうにも申されしかはさる事は院宣をそへさ
せ給へはこそ荒人ちかうも請取宣旨院宣の請書
て此壺の口次にて平大納言時忠へ被下
ける其院宣と平大納言か請文とを大に貼て故
院宣授給の次第をあしくいひなして顔に火印
をさしておほひのおほせられて是によりてへきこと
にわたる大納言の取行ひ過く制しかけたるまけ

なしとかやかはしけれ天性腹悪人にて
おはしけるあまりにかくせられけり兵衛佐頼朝は
程なく都へ上らてかまくらにゐなからして遂に長者となる
征夷将軍の宣旨を蒙るその状にいはく
左弁官下　五畿内東海東山北陸山陰山陽
南海西海已上諸国
可令為早源頼朝為征夷大将軍事
使
左史生中原康定

使 右史生同景家

右兵大尉藤原道實 宣奉勅後日任下行

兼字 右兵衛權佐源頼朝之朝臣可令為征夷

大將軍者宜令承知依宣行之

壽永二年八月日 兵大史小槻宿禰

兵大夫藤原朝臣在判

こう書進ぜられ侍所使兵史生平家盛之

同九月四日造令下給して侍所の院宣を

奉勅宣の趣を伝令て侍所の清文を清

原て同廿七日より上洛して院宣有れ畏れ同

よ第く関東の支度をとりくりとり長

侍所の役ヶ所ハ頼朝ハ勅勘を蒙るとて

を侍使を差て勅勘を免て武勇名誉

を長ーーなるよりて於て東征夷將

軍ハ宣旨なかりしかハ世すして宣旨

を賜ハ事甚恐有ハ若亦元の事清れ

と被仰出しかハ廉宮より社壇へまゐり
向ふ又廉宮ハ新発男より宣旨袋被かけさ
せくれさるとは霧墨と一和より八幡宮を
遷て石清水に形石清水に相似てなをまた
宮院あり四面に廻廊あり遷つるみち十余
丁先ちかく社院宮ハ離れてうけこ
ひとてまつるへきと許宮仰出より三河
の方義澄をもて可参詣之被宮仰かの

よりとみハ東八ケ国并に取三河平左衛
為使として相原左衛門尉をもて仰出
上は文武大方義澄君の御ためあよ命をす
てゝ忠のなり然ハよりあらう貴殿信
冥時をも照さんかためなり義澄ハ家子二
人部等十人相具してゆき家子武人を
一人ハ佐金敏員一人ハ稲三郎宗実と
ゆ若ゆてゆ部等十人ハ大名十人にて御よい

て出なり三十二人ゆみをひく
甲義澄八赤威の腰をゑんで甲をはきゝす
弓弦はかけてゆみのひき様はき右ゝ勝を
て宣旨蔵うけとり面にせんと結宣旨
を八ゝらのゝこゝろ入まいらせて作れ
使八ゝれてゝあてはうと為ひしゝ八三箇
所こ八石のゝて三箇蒙流義澄ことして
宣旨蔵結れてまいらせくはゝ人ゝて

らん箱のゝこゝよ被金百両被入てかゝしゝ
泽殿よりゝゝ乳郷の奥二帳ゝ敷て安宴蔵
居て高坏着二膳被ゝて酒を出ゝに被院
次宿を信勝ゝて女房一人ゝ着に
引ゝしよ方ゝ女房の一膳ゝて二度勝
門被強竜ゝ引ゝ自分ゝ被ゝ鎧八結
ゝすゝ石ゝ堂屋をゝらひて院飯
壹よりて厚絹二領小袖十重長櫃よ入て

を源氏方上野の絹百疋次絹百疋白布百端
緋薍摺百端作く横てにき馬十三疋送てに
一体に三疋八鞍置に和ら藤日兵衛尉の館へ
送致に一に四方に侍に侍に十二間ありに
方侍に八間くの大名ともに貢献並へて長
に四侍に八源氏ともひ式組て並居に来
発に八郎等ともに長くうりをこ引のけて
第郷の奥ゆて安貞を長に一ら良久
あて芸陳状の命に沿て安貞寝殿へ召聚
郷の奥一帳ゆて簾をあけられ中り廣
参に第郷乃奥を一帳ゆて廊定を長さ
せ奥芸陳状を合て布衣に着袴ゆて
容顔あしうも安貞たにしてせうひさ
ゆとみしにかくち優美ゆて言説の形也
子細ここまにのへら通しすり行家
義仲を頼朝の使に新へ八向に敵平家を

頼朝より忠下京都より仰あり武田国
房共仰ねの旨よりいかなる御あるきみより
とも申さるるに入道殿仰それは義仲
行家と共に謀反の意者より仰制西人と
とは国々きこゆ仰なる西国者仕
但義仲御事仕仰て行家より仰て誅せら
事仕へし行家仰事仕仰て誅せら
仰て被誅仰也しに当時頼朝の書状の
表書には木曾冠者十郎義人と書て
とも西事仕仰てうらとりされ仰
しに仰て武国書状来仰て芸常仰
芸と見えよ石仰仰と思へ秀衡
の陸奥守よりされ資職の越前守なるよ
隆義の常陸介よりなりて仰て頼朝令よ
ちこうすんしも左本意者よ人ハとも
く彼等をの追討より院宣、被仰下仰

屋しきとうりとしてこれ原家定矢代仕
元故為傳をしてこの系ゝと今度右
宣旨代使をしてゝい遠りに屋しき金剛
にくに史大夫重良同心よりしきと申て
にしゝハ當時朝類うりをうしていくらをの
石階とハ給りにゝきさしすとと嫌所の
きにまりしと遠芸してうゝしゝ就よ
おりうにくおりにめうれ殺んよ屋ゝくに

之ゝきよりしりてにしゝハ今日ハ遠藤
階ゝしゝと中にに石ゝ自ハ宿ゝ系海てにしよ
遠根よ荷鑑就世足送ゝひてにき次日系
依のゝゝ向てにしゝハ金飛乃方よ九指た
ゝ階延矢一編給てにきゝ上絵金剛
にし日よりして鏡の宿まく宿くよ第五
石ゝてを紀トにゝくゝん給るよりてゝハ
人よゝ世てにゝ又ゝらく旅行よ引てゝにに

てれとすすめよりて兵八人をそせて廊
宮の御らをハせてとう法皇御あてとう
り勢給りをむしし武蔵権守平将門義
朝敵首を獄門におさめられ文覚白況を獄
よ宿入られたるんものいてら抜くれる仏
義朝の首を掠とるべき兵酒て当陽御よ
謀反をと勧めんことめよ野御よすてる
頭伏をかくりをりをりよりてあり石

橋のりくさるは義朝御頭ありけるとも次
第よ勢付く取くこの軍よりら勝ある坂
ちの恥をきよめ御ともよ義朝取て後
會稽伏雪しりとるて衆折り
木曽冠者義仲八歳の守護ていりを
みめかくらハ清く男ありけるとも
起居乃振舞ものるあとそ後を
つきのかくて御事聖図ものを会人て

後樣くすりかりけよもこと行ふり
ちうへ人と成給ふ因本膳ハ山下と云
所より二筋よりして世余まて強所ゆり
られたる人と也なれをはるるもも
なしいまハ絶て新人と成給ふ故ハ
ありしうちうへ人き猫間中納言光隆ハ本膳
う方へをりて雅楽をもて来てうへ見
糸よ入らんとも世とといを世入と勢給ふ行れを

本膳う方よ今井四郎兵衛尉高綱子根
井と云ハ人ありられ本よ根井と云
乃本膳よ猫殿のまいりてうへと被仰
ハこと云ふられハ本膳ハ猫殿ハ
なんを猫のきしてなと何と云事う猫
乃人よ見糸を給事やあると云て後を付新
時根井又ゆ迎て使の新女猫殿ハまい
てうりとハ何事そ世ハ形のきうせ給ふと

云ければ新院おしとおもひて七条坊城壬
生辺をは南猫間と申也是ハ小猫間よ
和かせ給ふ上臈の猫間殿中納言殿と申
まいらせ給ふ人にて和かせ給ふなり鼠とり
猫にてはらねなりとこそ云けれは
こそ猫殿へめられけり宣にて根井くりけり
木曽にや申けれは木曽に人こそあれ
いてさらハ見参せんとて中納言を請入た
てまいりておほ合けり木曽よりあへて猫殿と
のてまの殿くわしく殿にハ根井や楯まいらせ
よと云ければ中納言あさましく覚くはへ
今何も取なしとの給けれとも木曽
いそ宣附にまひらすおさいらせてくハおる
へき无塩平茸もありはやくと云けれは
よしなき取へ事にけりいまさら候んとも
仰もなりかハりの事にてなけも也おは

ほう二面の絵へき事もよろつ異さあて
かゝる成ばなれて海しく宮殿よりいろ
ゝろくゝうてけうちゆゑ飯を三ぜん大
よりりあ第三ぜさい三枝平蕪の汁一ぱい
蕪よもへて根ぜりちきてり て中納云
北出まへよもへうちるこ亀角云ぶらはし
本膳前よもあれしさ海よもへうちを
忘りゝ迄八本膳着をあひてしし紀

さ海よりひりり中納云八寸那ておりけ
迄はいろうめさねうかりし紀きさ
殺ふあれハよりあゝ飯高殺よ毎月よす
ゝる格を金子おくひろうてようゝ云地平
蕪のけとあり猫殿かひ殺へやと云紀
金てとあしき事りやありとて食まゝ
せゝ迄ゝりれを本膳八法るとひてゝ
法ゝ金子と四とりかゝゝく中納言

とらんとあの猫屋八天狗小食をして
りけ影や猫屋いよ〳〵かい猫屋
ゆりを根みよりて猫屋のうち〳〵
あけて猫屋ものとも人やひとりうれ
は因情河こと雑色色よひとてまりた
とられハ色ハ猫とのひとけて猫ハれと
うせりられもこうとよあよ猫屋の
ちうへなけ入うりをやれのこみも

かるうよおうしなをとも猫ハ色〳〵
うあり言葉
木曾宿ありて猫ハるもとなくさのこ色
言ありてあるもあ〳〵て布衣取裝束
て車よ乗く院系〳〵猫ハきもあ〳〵ハ
ぬて色ハしうあて猫屋のすてまて
かて〳〵なさとをいハうあ〳〵平銅童は
平家ハ四大臣の言葉ハうあ〳〵れを高

名はやつはりうり殿のかさ切うかと
めさまし見ゆうられい車よさのり
さ殿あり給ゆふうりおしかりけ
ど人形の道祖神ふとえし鐘ら
きく馬よりうる殿ハにとあるなく
あつ見しとうみくけ殿牛車ともよ屋敷
大阪殿のをあくとりさうり牛の鈴ち
大阪殿次郎九なりせよ三さくこられて

つる道ふれとも立なれなれをめさ
ゆしを見あひていとゆよとくうり牛
はきこゆるこあめあり遊郭の代二三ます
へかうるる門およ一すくそあさくん
あなりうハてさ殿殿きたかうられハ
本宮あふれ者よ車れ内ふ殿ろひうり牛
ハまいあっておるいうまを本宮殿様思く
あれあるんと三けもとをなりうハあれ

あるべき神を殺れ羽をひろげうろこと
くみてあるようさけてあり上忍
はくと云やうにと云ものれとも牛飼
家右衛門して四人の所へ行あし勢
さらりけるに侍者に有る所部等を能し
見ていよいよ車とあると云けるは
牛はなれ出てくて留りて山さと云り
やはくとと山へいりて仕て入とを陳しけ
る車留てなる木曽伊達にとしてあれあ
りりけるとも成あるなくなんけ
るは牛飼者さりてそれよりのあるる
りはなるはなれ出を乗も
きぬ家中みまりれハそれ居宿な
れ仕世路へと云家あり乗れてあ道さ
ゝ名ハ牛小食人の又度の家うち木
れなりそ回りけ車はるり

をりんと云事なれども
世俗はめと雑父中けまは天生うり面し
ひのかとこあてはをりをは世んをる
と云けれうおしうりけれをとをり
平家は讃岐国屋島よりあうら山陽をを
打ちけれは不曽有の頼をこれを学て
伝法国住人矢田判官代海野矢平四郎行
廣代大将軍うして五百余艘の船をうし

たりけ源平家は讃岐国屋島よりあを
源氏は摂津国屋島の浦の迄より源平手
よ海を渡うて行へ寄り国十二月一日の浦
う迄よ小船一艘おを海船泊あるとなるこ
よをれよは有る源平家乃てうれ船なり
り源氏ををんく友綱ををひてりあ
けうる船ともをあ見をけひくおろしけ
ア平家をを見く五百余艘の船を二百余

艘ばかりの方へまかりけるに殘三百余艘なを
百艘ばかりあまりて源氏は船を一艘も
海にうかべとゝのゑうる事なくまひらの源氏
大将軍海野矢平四郎行廣搦手の大将軍
矢田判官代義清は大将軍にハ本三位中将
重衡新三位中将資盛越前三位通盛搦手
は大将軍あはは新中納言知盛門脇の中納言
教盛淡路守清貞教經也のりかたなり

は東国小国乃奴原よりあつまりくはへたりよ
せられ給はんに事をハかりなきなりとて
軍をすゝめなれ船軍ハやうあるなりと
て底巻深き小舟に精好の大はよりの系盛の
鎧はせをとれなれ物よりうつ張を
て小船に乗くミ三尺よりうつ張の大長刀の柄
乃ひらまきにうつ張を敷て船に乗給
てうちまハりとゝ海よりきたりけり

けるハ面白ものなり或ハ切ることあれ
或ハ海へ落入けるなどかゝる例多くあり
ひうせねさとこと系譜のことを張合て
中まはりやいをへて上あは歩れ板を引渡
これハ手こうして是ハ弓ハ中より
て遠若武ハ射をこゝをハ打ゆゝく弱負
を出給まようけてるとあり給く弱
ものもありこうしてこゝへて死とあり思くんよ

弱負をこう変しなる出給ハ己慢より来れ事を刈
ゆゝくひまありとと見こうりなりるよ
源氏物よ負軍よりて大将軍矢田判官
代と被討よりり海野矢手行廣ハいまは
かゝりと思く郎太郎ともよ遠武若
八人こうこゝ来よ来く奥乃こゝ出ることる
御よ松ハ乃そし良風ハけこうりなり端
沈て一人とあゝみこゝ死よりり手家ハ松中よ

鎌倉殿とも用ゐさしうけ給はん人百余
艘の船ども切放て法は私を忘
て私怨を亦須てしかるべきを
と棄て義経をえうしておめいくうけ給ふ
迚八被討滅ぬ源氏九郎冠者とも
うりあへも旬く義仲を亡て
勇をかゝる事よ思く更を自ら結て海内
国へうち下り六月小陸道か賀国安宮藤原

乃弟ら海内妖尾太郎兵衛尉平景清
吏秋明威儀師をもとりよせうりの秋
ぬを八六条河原にきれ又兵衛ハ
ハ矢をもて本曾二つ射ふりの云宵
ぬうり云甲斐いのらを被助まいらせくハ
いまはそれよりそれ海内恐なよハうへき
自今ら給いのられうんるかりハさをを
うけて命は云よまいらせうんとて国くも

ひまあらハ味噌を討むとて祈りいけ侍稜
子郷の明図よりうくれ事ハ漢図にかて
さりしらしと云くるよ為ハ事むし
乃人ハ悪めるし和ゆり事ハ鞠酒の幕こ
ものをもて寒温を防き麺き肉を酥漿
かものをもてハ飢饉を養度ハいめる事あ
たすひるハ悪ハ波をなもてあしそ出
薪をうり米をきすとふハうりあり何

事よりはてもつくしかるしすとる事
なり　それとも云二心味噌に作られけ
ハ　此年よハいうめもしてあるへ通さ侍記
自波も見てまつりあををもとけんと
おりふさらかをもりそ侍あひさ謀よ
かく振舞ハ侍をハ味噌作るもとさ
ハ　此年ハ侍

寛永二年十月日　味噌敬をおて揚麿

ちよかりて今宿とゝ[illegible]ふ所より出ぬと宿より
又妓尾を先達めて伯耆へ船渡と
云所めて為屋不曾しよ云けるハ今ハ為屋い
と海を隔て先立く親妓尾あまと云ハ馬
乃弟を也給させ仕りやとゝ[illegible]れハ木曾光
の義とて作ハ義仲ハ去よ三日逗留す
へしこゝ中ハ為屋不曾を入よくせ
かしあるせつと思ふく子息小左衛為道宗後

古代れ[illegible]てゝ[illegible]ん[illegible]す為屋を入加賀
国住人倉光太郎と云者よ被生成て木曾
よハ住人より為屋倉光よ云けるハや[illegible]へ
[illegible]の為屋を生れ[illegible]動
貴未行[illegible]す備中乃妓尾ハ衣所より為
屋の家領より勲功の者よ中[illegible]
[illegible]人しハ同ハ打奥者て云[illegible]ハ倉光の五
郎実と思ふく妓尾を中けるハ木曾

そこ又成りて兵衛尉盛こく
為康と云ふよりてこれ成りけれ成るて
おりひ為康ハ金光成妖尾まて相見しト
めり相のハ新田とて国おのとりて
なりてんを又よろこふ相もあるハこうゆ
付くハいかあもかりしと思ふ備前の国よ
別の後と云ふ事ハ東よ薮野寺と云ふよ
て為康金光よ申ハ成ハ成ハこれの
世なれハ取合ハ成せん事かして為康光遠
取あをこれ迫ま親ちとをかを成ハ今ハ
ト殺へとりてはまうけをいるまを世ハ
むとて投取よ金光をすし成て為康
光よ立よりまかを旅と云ふ小宮して其
夜金光を夜対よして西川ニのまり
て迫情のものをかり催して福龍寺ま
そをりまを投ふそとハ成さ女

町八りなり小八滋くさる山南八海へ行くき
ゝる派なり西八石ゝゝの別取てるあを
こゝ為ゝ為ゝ出て書図八一文を伏沖て
佛くゝ迫よりゝ小行ゝ迫八西八ゝこ八
言山なり孔八上よ石ゝ成ゝりて木曽を
治けゝり投八津言所ゝて岩八派なり
何百論の歌向ゝりゝもゝ為ゝ出ゝおゝ
かゝし宴よ岩ゝゝ出て郡外八

唐投乃箱よ引繋ぎ金元ゝ出ゝゝ
くゝやゝなるゝものゝて妖尾太義生れゝする
のゝよあゝ出度ゝ言ゝしゝるゝものゝて
あゝよいゝて黄鶴よ八言田髮ゝきた
ゝれて投討よけゝる為んゝ中れ八あゝ
ものゝ言ゝ八こゝりや山国人ゝゝ倩
学をかゝりみゝて書ゝて行ゝこ
よあゝりあゝゝゝゝゝ言ゝ

白髮丹心武士入なんとして本曾よ
りの事をかなしき思ひなりてお
社内をうめやあるらんとも思ひ又秋
の威儀師と六郎左衛門を殺切り
と金光が讒言なり未社の長吏なれど
白山権現の内宗なりそうらと云白髮
うされよりこと中なり妖尾大明神
は巴御前より山法師筆よりはれよせれ
てありけるを不審成をいてい海をえて
平家へ内方へすいと本曾はしてよ毋後
よ為うり内方よりいさ思まらせんとのと
と八巴御前よ付く本曾を一矢いるやと山
ひこ丹波のうくに匂て過り為れ八妖尾の
者とと八与藤郎小成と為る少年を為
平家よ付く尾張よ為り奴相昊りし
ぬとの八妖尾よ為もてありけるを

て或ハかきたれひくてまたよ法あひかひひ法
ものもあり或ハ布小神よあるまあり之さ
法のものもあり狩うかよさひ矢ぬよさひく
かぬとひ弓ひらよかりまて二人六さひてうぬ
法けうあるあるさこなさより三百人を
りあつまりよりりの物見しるりの七
八人ハ出ぬりり妓尾右衛よ義経
所ゆうれる舎弟人ふかうあるよ

義経ハ舎弟殿ハ義経に
対ようれてうへ妓尾右衛殿ハ先立て言
葉をもゆ法を出せ勢ふ二ハ義経ハ
代るよ御ゆ者ともて舎弟殿ハ左衛
よ出ぬ者ていうぬ使義経ハ
義経ハ使もさいうせぬうねもは出ハ
不曽大よ勢るて義経の勢ハ何程うあ
ぬうるとうへハ四人十騎よハ出ぬりと

云ふれハ其ハ黄金廿兩ばかりのようさ
なりしかるに此ものゝ物語りにハ不曾
股立て三百余海を渡りて唐土に帰りかく取
る日ハ毎日よりて食ものゝ三石よりは
明る日毎日よりて食ものゝ五石よりは
所の者共よりて捕られをとりて別屋に
入りをして福能をみてかりきりを
れハ加波ゝ行て地獄をたゝくて小の

加ゝ乃為岳を過て小竹の井戸にうかう
けを妖尾は不曾八と宿よりの三里遠西に
云しゝハとそいまゝ城郭をもかまへぬよ
不言ゝと抑者ゝりれハ思まうけ落
事なをとゝあそさゝ紙ゝりりさ
ハあれとも暫ゝてよりりて
ア武ゝもハゝくゝして皆落てう世
ぬすゝし恥城も知れ城をもむか

とものハ一人も殘らず討とりあるべハ
物の用とおいらあ屋れて頭をも被切け
敵妓尾左兵ハ矢終射つくして長二郎
と共山へ逃籠よけ敵相搦て度為ると
らんとつかうりけ敵妓尾嫡子小左部
邑道父母はあす肥とり給男子共も
やう也是成しかて山の中よ逃よけて
父ハ小左部と也そなりひきりて為

ゆ給う悲哀れ云ふ給ふ
とうれハ小左部ハ事成ありふよ行と屋ら
也部等宗後よ云けるハ邑康ハ母敵
と諸の敵の中よ向く戦しとも此方ハ
也くうてうう兵ハ行先ら
見ねハ小左部をすて行時よ服よきり
ありてゆさ記也みぬて為ら給ふい
行くへ行うとも三ハ一所よてうう死

まさけ屋敷へ参りて年一度参詣を
なす見又軍より不審は被出れて代日比
朋夕ゆくへつる事ことなとを渡申さくなと
ようおの人とも妓尾ようの家後よりあまりよ
あいてゐる様子なりといふ事なんと
を心うしそのとき小太郎もうめくこ
とあるうめと思ハるもうれてかへり小
太郎と一所ゐて死ぬとあるふハいうよと
いへハ家後をさうなへいきかうなる様
へとて十余町ゆくつるかへて小太郎を
病て外ゐる所よ老母なて海と一所よ死
なんとそなりるなりと云けるハ小
太郎おきありてゐをあハせく（ゆりて起りて）後様
なる所よりかきをさし矢間様あ
けうるよハ大木をあてて不審様ち
かけうる様よ不審三百余騎ありて

世のをもあるよ付く迎ひけり義経
山よ籠をるハいかくよあるや弱んとて
人をへくはうせよとのゝもこゝけれを
守とあ人岩妖尾の太郎義経よあを
と云まゝ小うゝ行あゝ射十三端をハ
射おうゝつ馬九疋迄いたるゝ妖尾矢筈
行ゝて引れハ股を切てよりゝ子息
小太郎と敵くよ強ておうゝ見自害し

て外よりゝ郎ホ家後ゝかきのとよ
是妖尾ゝ郎ホよ家後と云かゝ出ゝ
乃自害ゝ行ゝ敵家と云て方
れうきをゝよ会てゝうさ海よおゝゝ
ゝれて死よりゝ平曽妖尾ゝ父子自害
の頸を取て海中図警ゝ家へ引退き方
義経よ陣を取て勝をうゝろへけゝ
子孫ゝ家ゝ菊色をきうゝ自害

樋口次郎兼光らやむまを進めて中務
八十郎兼人殿よういさらの如く来て
心ゆるし用情して院のきり人にして木
曾殿を奪ひとらんと度々せられたる
ものなれハ木曾大ひに驚て平家をはおす
て東国へ向ふ途中にて故へ在の中務十郎
兼人を殺して木曾よりうんとて十一
月二日三千余騎をもて丹波国へかりて搦

手へ下ける木曾ハ津国より京
へ入る
平家ハ門脇の中納言教盛卿三位中将
重衡を大将軍として其勢一万余騎
搦手の国定ハ摂津より行く平家討手ハ
五ようしこの一陣ハ薩摩の三位忠度
京都六百余騎二陣ハ越中前司盛俊
八百余騎三陣ハ上総五郎兵衛久百

余瀧口陣ハ伊賀守平内左衛門尉家長ノ百余
騎ノ人陣ハ大将軍新中納言七郎左衛門小
て宮城あはせむとふるさとよりとて兵人
おなし一陣の勢をはせくさくさくて
二陣よりむとひとりはせ防ぎたてめて
の様へおらんとてはそれを追ふて三陣流
勢よりあはせむとふるこ城をさくさくて
しかのかをを村をとさはせ陣よりせ

あひとりこをもかれをを南ぬきをへお
ひをとさるノ人陣の大勢よりあをうり新
中納言乃侍よ紀七紀八紀九郎とて兄弟
三人ありけはの精兵のよりはりはを
先ってちのよりはそろへて射さ勢け
をハ面城むへ寄をき様をはりりり
沙家かあひかくて引退きれハ軍兵
時をはりてあるはの時のをを少て

以陳三ちん二ちん一ちんの勢ひ共みなもち
りもの沢よきうり集て是をさへぎり
行家ハかなさ沢よたハうされりとゆ抜て
中よりうり籠しもも進しとて敵よ向こち
をひ沢方をもぬもさ沢とをせや
ゆ意ともこうく以陳をけやりこちんよ
付きてをもうみと沢り一陳あるしけ
破て通ぬく十郎義人うをかうり見

れハ三よりきれ勢みをうち前しもて
もうよ十余騎よなりよりり代中よ
もも負あもこうありりり義大将軍行
家ハりうも一ケ所ハうけを行家
あもの義ひとく沢内国へ家よりり平家
の勢いふこうよこみりれハ家しよ対ら
ひくけ沢播磨の方ハ平家よあるる
敵ハ本曾よあうもて和泉国へそあら

よけ平家ゑ山の為あ度のくさを
打絶てう會稽ハ恥をハきすあれ源
氏の世よ成ぬりとも世ゆりなき
ゑん者ハ何の抗うあくきなれを人の
心のうちてさハ平家ハ方よりるとき
ハ抗源氏の方ハの家とをて入て
ようしひあひ意さハあれを平家あ
国へをち給しうハ其さくれをひうを
やすきいのち書ゑ紙東あ南少へをと
ひうて、ををひきうなる事牧紙
ゑ家紙ハうを物をを或を
打破或ハうを損しあう先よけ浅棲
ことをあるりまして山国ハ秋打入て
板ハ情賀茂の領地ををかゑ西
をかゑせくしまよひ人の金をあけて
物をとる一発大臣家なを紙ハゑりハて

うりけるとかたることなりよりて武士乱
入してせうとをうちたてまつり家こと
追捕し家こまハ武士ハ取ハ取よりとなき
取よりとりくよりとりくを立てみちをも
ふさぐものや出仕事ハ衣裳をとりぬこ
とをれハ男も女も共ニ出家事をしてを
ありけるを平家ハ世のハ六波羅殿ハ一家
ニ立てられハしてハ恐をなしてうちもし

うかけ候よ因幡会食酒盃をうちう
事やハありし光ちるをもて歌ハ歌
ちるれめなるを武士ハ木曽かけ恐事をする
まひけるをハ加賀国井上次郎師資ら
をしへよりてとりをはきこと院の
御面よりハ畜生壹波の判官知盛をハ美名
まは数の判官とをもて云事なるを礼をも
使をもて報籍をもてしへきよりて被仰下

それハ本曾童国の夷とひなるゝ事より
ひゝ出るとの事の夷の蛮夷まて院宣を
受事とも世俗ゝ
為入道殿より思ひて用ゝ事なるまひりれハ
それ貴殿ハ平家ハ世よハかゝるれ根籍の
俗事やハありし法人云なけくなり人を
こゝ出家をすこと事とゝきこゆ俗
いうれこゝ俗ゝと被仰けるも

其こゝなし院よりなれのりやをを
りて上洛して敗逆乃後をあひかゝる俗
事はあこなり源よや宗山より備前守
行家ゝ引こりゝきるけ俗よりきこゝ元
西ゝこゝて代間源中根籍少て
法人のなけきありゝ可法と仰ゝ
それハ本名よりなゝ衆中けゝ先行家
ゝ引退ゝなるもやうゝあれハ

やハ平家世をハ乱さんとふこゝろねハお
もふ所なりしかハ次京都の根
籍ハやはり所領仕いさ所なりしを
仕ハ色〻下人をあつめ事も
ゆゝしく又義仲ハ下人より事をよせて高ら
平家ハ人のおもひやハ仕ハらん又京中なる
物ハ盗人りやハ仕ハらん用ゆ事よきこ
とゝいふくうあれ根籍ハ仕らへき

今日よりはなはだ下人をあつめ
事仕らんものハ世よりあ給へ
一くよ頭を向てゆん系よ入てまつる所と
中ハ乱を知家かゝり系して義仲ハ申
ハ所ゆゝよ世ハ所ゆゝ乱ハ所
ハ所ゆゝよりとゝありけ給よりあ
かくハきゝゝ見やゝ乱とゝ京
中ハ根籍ハ入てまつゝ乱ハ根の

ア[illegible]ゆ出ぬりてお[illegible]くらう世[illegible]とゝあよ
ゝ下巻手とう初わゆ事なゆよかゝ見
ゝれかゝりき事せんゆゝと殺ゆ下れハ
木曽と度ハ紅色あれて用とゝらあけ
ゝ初ゆ使とものをハゝれとふうと四けゝハ
いきれ判皮のりやとゝなりとゝ芸け
ゆれるものを数の判皮とゝらへの云けれゝ
よゝゆの人をゝくゝうゝゝゝゝゆゝゝ

ゝゝとひゝうゝけゝゝハ義仲のゆゝゝゝ
ねを院よゆゝれ祢ハゝうゝゝゝゝ根籍ゝ
ゆゝんゝものをもかゝゆてゆゝハゝゝゆらあゝ
と云事ゝゝのみゝをゝ見ゝゝゝゝゝゝの
ゆゝいゝゝれハ知康ゝゝゝハゝゆなんゝゝけ
ゝハ木曽ゝへよかゝゝハ何事をゝゆ
へきとあゝ殺のよいひけゝハ知康ゝゝ
てゝゝあゝハ嗚呼のゝゝあてゝゝゝ向ゝゆよ

かくこうしひかれ勢を給て追討仕る
ところ伊勢の国の知家八宛寛の数乃上洛に
てあり乃れハ数の判官ところ申けるを本
曾殿聞てかくハ申こうしの殿や本曾かて
侍あらむ心ハ出あて院宣をと事ともせ
すあくまで振舞乃れを平家かへ申しけて
院の内有れ侍まへ乃れ書て立こうしう
あさいて白ることうしろへてからなゆけるハ入奈

ぬすはこそ奇くまで乃入して雲堂仏像をや
ぬすみ奪ひけ迎ハ竜角云よをよ今ハ
社あもあ程振舞こうあさうこれハ早義仲
を追討して法中の盗人をとも申へきす
知家申けハ上法皇も奇怪まおりしめ
されれいこうくしに人くまあ仏せあ世
らハまもあ及ひしと思立て法住
寺殿ハ城郭に構て矢を張めあつめ

延暦松蔭をうつして笠置にうつし出し
給ふ雲天自然とよかりけりとて
八条文殊寺の長吏よりまいらせけるを法
住寺殿へまいらせて山三井寺悪僧
共をたくまいらせ給へきよし仰せられ
ければ法師ばらおりたちて
法師ばらの八幡方へまい
らせ給へきよし仰せられ義仲より日本国
諸国河内の源氏迄法師武士
少清通れ共ともとも不曾とうじいて彼
もとゝ法いり節よりこれのみ也
諸寺諸社衆の別当長吏より仰せ合れ
ければ小面のものもわろ殿上人法師長吏
ゝは面白き事よ和りひて無よ入りけ
そうゝ物の仏をたまへおとゝのき人
ゝとは法ハあさまし仏事なる共と下
の大事お事をとあさむ仏あり

是御厨八郎方ハ大将軍ハ[illegible]
しを流うけて赤地乃錦ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
ぬきいてしてさうつるとうまうりてあれ
ぬ[illegible]の頭ハ[illegible]
[illegible]ハやとう合ハ[illegible]又ようつ乃ち[illegible]
と書集て[illegible]
是ハ方ハ人このかうりまうりけるものとハ

[illegible]川商人町冠ち原白花[illegible]
戦乃様をいろう習へき風をあるを次ハ例
ぬ角くてゆけ[illegible]
く[illegible]
りりり書[illegible]
[illegible]及を起て君をきみとしたくまう
[illegible]人をを損し民を[illegible]
[illegible]久しきよりて[illegible]

責所して元の所代よりなりてまつりた
ぶ八幡代のなりにあるゆゑにあるゆゑ何谷あて
ゆゑとなりあるべきやあるの国々物
さうく所へ物をはらすすめてきたる所
なり御所にして所へられいのらをなす
かるんあ云粮米をまりあ沢田をかせて
馬あかうちうをよ八幡事なりられと
て五穀を守護してあんぬ百一丈作
宗らていくう有（きさりとて文原
へもうち入大石郷へも乱入て板籍をも
せいう奇怪なるあ行時よはておるの
うりなもせんを八院あるうちよとあるぶ
へきやうやあ所を八数あり終言なりや
をかるねあ自数あ紙うち殺てをそんと
云ぶれ八ぶんよあるよ合とふのもあり
梅口次郎兵衛尉光今井兵三郎なとう

けるに八千騎ばかりにて向まいらせさうらを
引ものしたるに在原ノ業平ノ朝臣あるべきうん
ぬやまとせ物がたりをいくひとに陳
しゝかとて甲をぬきさうらをうつて
陸人よ系したがふべくやうんとけるは
本管中けるハよりなる事ものけ度うらいくさ
ばうの山国伝法入けをうまれ軍をおこして
横田川砥並山安高篠原正家に備中国

板倉の城をかゝまくいと九ケ度の軍
をしつれとも一度もかゝるなよはをん
世安十郎帝王にて御ますなれハと
て甲をぬきうちてをあくと海
人ようん出へしとはわ尊えを敵めよ頸打
きりもて悔とも益おかまし 法皇ハ
宮下よりおりたりかゝぬ物のるよりなる
よりかねてハと度宮ものの軍なりこれけ

後不曾かくいひうときてけるは如斯
うて法を行ていうれよりなりを可
追討申給うや行給
義仲小国は合戦あるべくして官旨を行
して新へ世あよりは法厳さりて通れん
時元後概くとて越前国府中
より書状を書て山門へ送るとうしよ
元後不曾よりうして先は源氏は軍
兵を召山へ登よりうと書状本曾殿へ打入て
根籍をのめ給へ安山門の頼よりあるを
す恐行法よりを先は元後聖を変し
て不曾を可申申へうり後之義仲怒
状書て山門へ送るうしよ書状よる云
山上貴所義仲謀解
叡山之大元泰振上神輿於山上攘攘城擲
移東西変石間雖学之怠倫寄兵杖之

旨之云為其根源者義仲偏挿悪心可
追捕山上坂本之由風聞之条極僻事也
且為山之守護法可令無知見候自今以来
偏之奉仰医王山王之冥助者為山上
大衆之合力令如何致忽緒哉雖有帰依之
志無凶悪之思者也但於京中搦山僧之由者
其聞之条尤恐存仏法山僧好極悪之輩
在之仍為糺真偽相兼之間自然狼藉か
未非欲令不論通儀惣山者関可令軍兵登
山之由依之大衆下洛之由承之是偏示天
魔之構か能相互不可有信用恐以此旨可
令披露山中給之状如件
十二月十三日　伊豫守義仲
進上　天台座主御房へと
そ書たりける山よりハ是よと志るしまゝし
弥酔起ちよし　字へより昔周の武王殷

乃至を討とし給ふに天より雲霧て
雷雨雹霰さはやかなるあまの五車二百
よ余の人門外よりあらく来て我助て紂を
誅伐しとて云てさんぬ俗雲より車二百出て
跡見れば海人の子供使うて来たるなり
然は紂を討事を知りき漢高祖八韓
信か軍より圍て危ありけるに天狗より霧
降圍して道を失事を知りき唐太宗人倫
有難仏神よりたすけ給ふ事何よりも
天の助なりとあるへ人のあれとあるへ人なし
道八法皇は法憤をいはんかたく知給ふ
日吉てい[illegible]紀の道討に[illegible]中行[illegible]知給八
赤沢乃鍋は蛇畜より初さと選八きさう音
是甲斐八りをうきたりけるに[illegible]
像を絵か書て田より八を右は[illegible]
を金剛鈴をもり[illegible]は許をつき法位

奇敵の只間北藤治のよりの事を
まもきく付く弾正忠成長の
幼廉あは天狗乃紋より元中後
木曽乃軍乃衣例より陣を張りより七年より
引て一年に二年より行合より樋口次郎
兼光三百余騎あて彩雲野乃方へ
遣せ残六年八月五日る郷小路より河東へ
乱出七条河原へ行合て二条を分
りのとあり楢根井八三条を分く相井駿川八
四条を分く源秋兵衛八楊梅を分く郷別
当を郷左兵衛作書を分く仁科言梨子
山田次郎は六条を分る加賀野
四郎成盛て七条河原にて
向ふ六年二月行合より義経の軍
より義仲既に打立より
は大将軍幼廉以下近国宿長小面北岸

公にて殿上人侍中間山法師以下二万余騎
とそ白河法王崩御打かけ様
あ迫時成て逃て三日あまりあくる
さて西面北門際へ貴より七郎廉進
あくとりかい海等兼と十郎帝王
あ向くら成ひき兵をとらへん事いて
うあるへき首八宣旨成横然られしく
根うかい等兼王と花岡北菓ゆり之ゆ成よ

はゆ法へ亟鬼神と事法けかとや武
とひゆう夷乃男こうていうて君を
うしれてまる角きやゆんちう放心
矢八罪逃て己等う男よあるかへしぬき
うかい海ゆて言男を切方より放矢
紙矢こう矢成出けとと己等う甲よ
と法ゆうし速より引逃へやと云けれは
王曾大夫あさ送てさあいうせうやうく

おもいてかくやうに侍りしかは主殿頭殿
をうけてそれハおりふしかぜをかけ
ゆゑ程大法師へ使を遣て来あを矢一腰よ
侍りのうしろにとまる野の方より梅ヶ枝次
郎三百余騎をもて時政を寄せうけ
迎ハまいりこのりをうけ給敬上人と
寄これ僧侶近武ゑ肝神色身をそなする
是ハ武士をゑらび侍ら時政ゑらこと

迎とも さうにてにゆるしを長刀を
さうこ侍よ侍いてそのあ時つきてなを
ゑうしゑ侍うへにまりてゑ時政ひき義
敢心事まてにおのひのゑ安かゑ後のゑれ
こ多く侍いり義ゑりけ侍あは大ゑ侍
むふゑ程大りゑきゑ侍ゑれねかゑ兄
てまりて侍けゑり南門をひらいく
うまりひいそら迎けゑ西面の八条ゑ侍

をハ心ばせ所ゆかしくもてなしけるこそのこゝ
ろ無殺て入よられハ藥代とて食物を振
ひたる如藥をしらくうせめん人ゝをさそ
よ為よりり如藥為ばけるとハ殘為てふ
せんとゝ云ものゝ為りり為ばとゝ
和をとゝ為れるものゝハ為ばる為よ
りりものゝるのゝ為ととハ為ゝ為ハ為て
あそこよりてゝ如勢きりゝ為せ為

事ゝ殺をゝ為ばゝ云物とゝ云ハりゝ
七条未ハ摂津國源氏為田義人ゝ為為冠ゝ
為田ゝ為ゝめゝりけるとゝ七条為為
為よりりいくさいせんよゝ為為乃ものゝゝ
ゆおらんものをハ打ばよと如藥下如しり
けるハゝ為人ゝ家のゝよのりてゝをを
つゝ石ばゝてをりていろいをきて為為よ
為為為為ものゝ為為為為為為為為

ゆゑ我をうしなひたまはんと
方々院々こうこの所々よりあつまりけよ
といひけるとき八いとせう院宣をも
て所うの武士ハしてけいかくしこれら
けるハ多の人こゝに損せられけうよ
りて彼のゝよりの宣旨てたまはるんと思
はるものをハむうひの武士より所々の
ゆゑしてゆゑ奥ぬきをもて向こゝ所よけ

ゆゑ所ゝよりとゝおくゝ所ゝ
明判官光長ハ伯耆守ゝ家忠ハ備
前判官光長ハ伯耆守ゝ家忠ハ備
前光能ハ飛騨使ゝ家ゝ所ゝ父子
ゝ無ゝ所ゝくゝ戦てけゝ所ゝ信濃国住
人村上判官代父子七人義ゝ所ゝ三
郎判官代ゝ所ゝ打死してけゝ所ゝ六人も
所ゝ所ゝ天台宗ゝ所ゝ雲僧正ハ香隆の所ゝ
ゝ所ゝ所ゝ結ゝ念珠ゝ所ゝ殿上人の所

侍人書戸をうち出て見るに高くん子
殺げ法を楯六郎う放矢に播磨をいさ
せくれ殺に例殺げけるを云りてやうく
出類をとりて寺長吏国
恵法親王に奥よりいてを
殺者法を法とめをつき逃
しそまりられ或ハ小家に逃入せ殺ん
こせとりを根井乃小矢たう射げ法

矢に右乃法の根より在に対奥ん
を殺く外殺ん法より法類を
切者りり法宣は法奥よりに南乃門に
ぶいてを在かりまり武士たち多
く責かりまりを殺げ逃法力ん法こ
しを捨てまりて南くに逃先に
ぶを云て殿上人を殺を陽て殺くにより
て出とも法ん法りりり奥殺

内かゝ家長中そ本蘭地の豊富小袴よ
くりあけて御使よ仰れけ給家長
八えより志てうかゝ人そて給置ます
こ一也らあれまいて世て給うり武士
迎給て出てよあやうり仰れとも加賀
立向てうれハ院のわて世給て渡給と
中ゝりけ也武士るより五て長河西
うと易けれハ信濃国住人桜井小泉田兵よ
楢六郎親忠井八源四郎行綱とゝ
あて仰ゝて三人副まいらせ条内裏
へ参渡て守護しそまる家長ハ
うゝ御使よ仰れけ給ふの人ゝハ人也
あ見たゝ蔵用ゝ中ゝ家ゝて小ゝも
和歌ゝ安ゝ一の仕事ゝも御使まいす
御人ゝ中ゝ共ゝも乱入ぬ御所よハ火加
ゝゝり七条侍従信清紀伊守範光兵二

人ゐけ侍り池よりあり侍り所あり家まゐ
せくさーのけうりられとゐられ矢海さ
加藤やうまいりられハ信濃ハ国乃と
ゐゐせ給うゐよかくハ対まゐ出ろうと
中れけとと移根籍ありられハて
ろうと悪給くとと江ハ所乃ハ座よ伝ま
いうせくくてまるりてて長うりけ侍根よ
へくゐ城殿へ行ゐ海いうせてられり

両院殿へ入せ給ふ行幸ハ有横兵ゐてハ
ゐゐ屋ゐまくくしととあろうれり法
住寺殿ハ所所より始くくの家く軒を比
ゐりて焼ゐりつるハ紙一字も残給ぬ焼元
より引揚唐中ゐ雅賢ハさせ給武昭の家
まはあゐ祢ともて武勇の人ており
けゐゐいと威の腰巻よ重国法乃出意を被
ゐゐうり侍ゐ殿上の西面の下侍の書戸

を押開て投出給ふを猶乃六郎右衛門と
須賀を志ていろりけるを爲帽子丸上紙
い付く書戸より矢八ちよりり長谷部八
ろりの中ねとこ云着て袴ち出と踏ね
てよりての結けも八たくの六郎しまより
花ありとれよりて部屋取よいまめ紙
きたくまる又越前守信行と云人有け
る布衣よりてりしてきけるも

に見しられ侍も雑色ともいろ〳〵失けん
一人も有見二方より八武士共あ一方よ
り八黒煙揚覆ていろあとも見へきやうも
なり大垣はありけ紙さえむしくろけ
ば極よりろり射ぬ迄て死よけ紙
見物ともこ云八りなりて正迎業八大
和記紙業真人ろ子爲者の特衣よりて
見てあけのるよ童て七条河原紙

西へ流れ出る木曽の郎ハ今井四郎兼平
書ハ其脇ハ樋口次郎兼光
と申ハ義仲の乳母子にて候ハ馬より落
しけるを見て兼平ハ取返して
ハ義仲の道の伯父にて候義
賢殿と人数ハ十騎ばかり河内国
光資殿兼光人仲義ハ南の門をかなぐり
出て近江源氏錦古利義仲ハ
ばかりの勢ハ摂津をさして
おなじく院御所へ参りて
ハ河内国ハ人の山よこ
りの源兵人ハ南へ向く敵より河内国
の住人加賀坊源秀と云ハ者葉也
敵ハ樋口ハ強よ
よ打並て下ハ代官あまりよろ
ハ兵衛尉ハ
ハ仲義

う山まよ家苔んとて栗毛なる白裏
尾白うり家ふよ家人より三疋八端打
清て尾坂のまつ白よ三十端半てひと
しふゆへうけいてぬ世付八うり銭てうと
ひいてゆ死うれハ加賀坊をうあうて
又端うと奴仲道三疋三端半被て銭
買うり加賀坊う家ふ裏白ううつて
きうれハ源兵衛人の家子よ伝の次郎

濃

頼成とゑりの源秀う家人しふをとて
会人男ありけふ代馬ハ兵人ゑむよと
見ふふハ御書ううえんゑ家ふうはうれ
よりうけふハうう御むよハふんとていれ
ちあふふうや兵人ふりさふうれてこ
うみえんとおりひふるよいうとむて
ふけうるやあのんてつる響ゆくう
きゆ世ハ伝内治ちさこえんゑれさて

なめいて思へ対死してより源氏公本情
こゝろをつくし給ふ事ありて後ろ世を祈け
ばよ迎ひとりぬるはゝ仲絶えうせん
ゆへ人もなくにたらく事ありけるは
宇治まくはとも住てうるはしき河内国へ
そ為よりけ刑部卿三位ハ迷ひてかくれ
ゆ給ふ七条河原ゆ出て喪服みるられ
為帽子へ為よりられハ十一月十九日乃事よ

てハあり河原風さうさゝくゆよりて
給はんよ赤裸よりて迷ふ給ふ三
位の姫君よ越前法橋章教とふ人あり
けるとうれ法橋のあとにありけ弟中間法師
さ給ふ出てもいとさまよいてかゝんと思ふ三
いそうらふ給ふ三位の姫とうんく日と
あてうもに浅猿ありひて日ふ忘ふる歌
ゆうそきせうそきうりけ迷ハ夜を

うちあはせうつて代中間法師をえらび
てをかしけ敷法師色白髪ゆり
三位色ゆうつきしら髪今は代人を道
けよりのひしりハうくあるゑ人をと異
道ともいうさあるゑ給てをハ法ゆうあ
れハ祇園うとゝろをゆけ敷をあ
きりよ和ひしりうとう坂よ人をよ
かうりけ敷をゝこれのゝ法ゆおし

くあさましうしう事ゝをあうりう
ゑ法よ一夜ゝ法ゆをゝ法ゆをゝ法ゆハ
ゝをゝれうれハおゝことをゝんゝをゝれあ
うゝをゝうよゝうれてさうゝきを加紀
ゝ法ゆかひ法紀いのうハうゝ法ゆ色
ゝけかゝれ法紀の法ゆうゝ人うゝハ
ゝけ敷

廿一日辰時よ不曽六条河原よをゝく明ら

きぬ所の頸をも竹を結くりけさたた
ま北の一ぬ頸より八天長元年四月雲大宿禰
沙頸右ぬ一ぬ八寺長吏因恵法親王院
出頸をう勉をうり書ぬをの七宣八宣ぬけ
なをうを所首をも也して三百余をう人の
ま人中ぬ所ま成見て天ぬ沙地ぬ例てあき
さけふをあをうり所又母書ぬなをあて
をうありけめ心をうんをもあるうなり、越前

守信行的長迦沙前司為清と申沙西迦業な
をう頸を代中ぬありりさぬをうを世
結ぬて如所云云甲斐事引かさ世結て万
人の命を失世結ぬのを結ぬ為ぬ
禁因せぬさ世結ぬ事せあて代沙罪の
部うを世ま代世ま代をいをんをう貴銭上
下遠迦親弾信ま代ぬ引きをて代あ
ぬ所八条ぬ文坊宮大進法橋行清と云者

ありけるを、あるうたよみ、
きよはらのやすよりの
へ出て頭とりて見侍
文の御頭をハ北面の一番より行隆
法橋をて人目をはばかりて
あまりのつらさよ、神を願よりて
頭よりつきたくまゐらるゝとのひけ
ものとも、ふるまひ、ハ法師かり

ありけるを、行隆のひて法師頭を取
見みとりて言葉よ困惑て文の御筆跡
をうかゝ奉りて、あの入道の書写
相傳憲と云人おりけり代々家説ありさ
ぬつゝ見おもはれは上院をも本尊に
をく法ハりのきりのくを守とゝ入れ
いつゝ一てう今一度見まゐらせんとおもふ
れハ絵神よりてよりゆるされ奉し

こうんのうちゆるされんと仰せられのひて御
よりて是をもて頭をとり入条内裏へ
参ぜられ候ハ守護の武士ゆるして入
てより法皇此御前にいり給て御よ
ゆ家を思之仰事いまは一度龍顔を拝
たくまゐらんとめしとゝのへられ候ハ
法皇きこしめされて高興ましまさ
れて感涙をながし給けれ共今

深せられとゝきこしめされ候ハ御
つかなく御ゆるしめ給ふ事ましまさ
ぬ事うけ給ハるとて御なみ
ゝ成なる色給られ候ハ宰相入道是盛ハ被
を志りあへ出家あて給ありけ候ハ
相しゝ度ハいくさよ進こうこうれうと
御ものゝあり給れハ宰相入道被をおこ
てゝ申されけ候ハ八条ハ文を見てこと色給

こすゑの山の雲と消えなんとしたまふよ
嵩てうせ給ぬ法の為とうれたく
能感じ給て方死一生をうけ
給へとりそれうり給れハ色衆や此雲ハ
那業ハ死よ少へき人そい御祈この
ふしハ我いかゝ色なるけ給よかりよ
けるこうそて此なるこをあうを世給給
う泉うけ泉うけ泉うへありて又涙ありる

ハ泉国ハ色此業敬とは云あうる我前よ
十戒のちうそて十善ハ行よをあう
ん世ハ罪報よ一度なるかゝ給うき国
をうるうんと国ハ人民のあうんう
ううしハれそて此波をうあ給ハ
は宰相入道殿ハ此能敬をあやまち
給てもたる事色云殿のおよふ所よあう
をいうんや法ハをうめたくもうらん

よりねてそや日月天よかりやけてそねね
相撲うあ法神祇地を照らし給へハ実義
おこす相ひさ給うん やうりと宗廟す
て給ハ相撲兵神宮をそうせ給ふと
して幼廉世義の奴原養しかり給を
御許宣ハ給のこそうは情ありしこそ
ゆみ源の神をうこ三ありけ給木曾ハ明日
ハいくさよ打帰てとる頭とも六条河原よ

けて通て今ハ方事ありふさ海ふれ相よ
ふんとも院よ給うんこと我ハり給相ハ
小童なり一日先しうハ院小法師なり相よ
なうんとそも見ふくりふ
院よ給うんとて法師ふそ給ふ
へさ関白ふ給ふまといひけ也ハ今
井兵衛の郎ふ給ひけ給ハ関白ふは義
原氏なりてハえふねとうあ形へ者は

源氏あてもてなす世語へハ雖けうとゝ云け
ども八さゝハ判官代よりはるゝやとゝけ
ども八とゝ井代ハ右官ものてゝらねこゝんあれと
中けども八さゝハ院の御所の別當よりはゝん
とて抑て御所の別當よりはるり
廿一日より摂政をゝ松殿御子權大納言
師家とて十三ゝ和殿けるを内大臣よ
ゝ成てゝて摂政の詔書を被下大臣
打ゝ成あるゝゝ成れハ摂政大臣実
定ハ内大臣あてゝまゝけ成を勢く
備て成給ゝ成れハむゝゝゝ迎前大
臣ゝ人おゝけども成れハかゝの大
臣ゝゝ時の人ハけ加賀乃事を大ゝ大
相國伊通ゝゝ宣ゝ成ゝゝを八世孫
ゝ人ゝあゝけ成ゝゝ
廿八日三条大納言朝方ゝ以下文官被國更

頼朝公平九人を本曾殿官にして為信
其外より以下人を安元一位
權少僧都範玄法橋を執行安能と事
と没官せられき平家は十二人をもつて殿
官にしたりしよ本曾は十九人を殿官
と平家は悪行のはなはだしきかて
しかるに小西よりはけ紙文問判及公朝
及法橋つ府時御二人取る書法尾張國へ流
さるるその為い云法橋の弟蒲冠左兵衛
九郎冠左義経右人贈田大文月は許
よりおすとそもそれは本曾の御事し
さるよりをもんとそりこの人尾張よ
て被上げ法しは平家世成みされは
東八ケ国は平家を進送の間頼朝
都八班人屋敷国司代と何やらんも
知そのうへ道のうへ世成と有れは

平家滅て後三年を経て
て多人を共に流し制て兵部二人
を法住寺殿よりせて会戦をして出
洲やきうちひうけ家事より東国よ
り大勢のわるときこえれいなるよて
風ふんて今井四郎をうけうして
北麻呂校関をかさめうときさけ
ばあひてこの人を兵衛佐より申遣
てこうなく不審をいくさせん事あり
とうんとて引ちりそ賞田は大炎国は
許よりて猶舎人兵部をそそその通
事をあひまちけばあり物を朝時成
沈下てこのようをやれ八九よりて
孫ヤうれけばいとの次第を故のようけ給
ちぬ別使あ使へうあ風うて道を
くりてやうを宣けは通は朝

義経は後に通盛を召せられ
八月に成りけるに召せて下人一人をぞ召
せられける嫡子文四郎朝
を下人にすべきにあらずとて
召しかへられ文を召せられ
下臈を知盛の幽宮にまゐらせて
を養ひ召しかへられ芸陽法
師を召て義仲寄性坊
を頼

朝よりあはせ給へとて諸人涙をながす義経
勅をうけ給はりて海道をくだり
きたれるあうれしさのあまり
ていの自今はひろこれものを
廉ありけるとぞ
けるいかに廉陳せんとて通盛入道
芸陽法のすゑ弟にて見参に入らんと申
されともあるべきとの給はれかへて

人色ゝ物ゝ給ふ事ハ
当時作麁中より見んかしこ毒盛つ
者彩家のいまこそさかくましらよあ
乃幼康ハ完竟の比布のよりくあん通
見ゆて比布あるへしとて砂金十二両若
君給ふけ道ハ若君ハ比布あ
ゆへしとの給ひしとありれハ幼康十
二両ハ金銭給て砂金吉朋の宝貨なり

軽く年ゝ如ゆとくきやとて懐中也
ゆまゝよ庭より石をれて尾ゝて極城
上方より月より下ふく枚百ゆ比布を
たてゆてつきたんのゆめてつき方ゆよ
乱舞しゝ毒盛といふ志をあけて一時ゝ
ゆいゝけ道ハ麁中より始ゝ糸舎
しゝ侍大名小名奥より入て志るかのお
りひゆてうありけ法城より名城えゝる

とのあらしハありけりとて二たひ九条せ
られたりけるハ知康木曽か許へせめ入て
出にけるを追捕し大臣公卿にて取籠奉す
権門勢家の御領をもとりかへす乱入て
狼藉のかきりをしける神社仏寺をもおかされ
そてまつりし堂塔伽藍やかりきて
院の御所法住寺殿押寄て合戦強くさ
し八条女院もうつされさせ給ひて居所

明雲僧正も討たれ給ひぬこれも御院もな
きこともくわしく申されけれとも公卿僉議先
立へくもうへなりけれはよろつ無道重よ
てましく成けれは知康様とのへ寄心
地しきみえくめくみくめけのありよりけり
人もはハ御院へきりの子知康をはさして
いきと縁りぬくしける院よそにもめし流
され世にかへつしかとも申されけるよゝろ

[illegible]て[illegible]侍凡系世之
[illegible]
[illegible]より[illegible]の[illegible]
乃[illegible]曹司[illegible]義[illegible]を大
將軍[illegible]て数万騎の軍兵[illegible]副[illegible]の
[illegible]不[illegible]を[illegible]討[illegible]
門[illegible]滝[illegible]あり其[illegible]云
滝遠[illegible]従[illegible]迎恩今来天[illegible]閑[illegible]以降世
遠之間依佛祖之[illegible]護天子治政依大子
敬礼佛祖增威光云佛祖云天子奉守
故也于茲云源氏云平氏以西氏之奉
公者為鎮海内之夷敵為誅国士之奸士也
而高家親父之時依不道之勅旨叛逆之
勅罪其刑頼朝被宥幼稚能于配流能而平
氏得安治湯之構恣寇爵賞之位家之繁昌
則富貴而誇西箇朝恩偏蔑今皇威奉討三

条宮因茲賴朝為君為世追討之後作相伺
之部後起東國之武士去治承年以後勵
勲功之間以山道小陸之余勢先令襲之
変平氏退散落向西海之治寿義仲等忽
忘朝敵之追討先申賜勅旨次押領国衙
無程遂平家之跡尊道意去十一月十九
日奉襲一院憑拂御所而追捕卿相就中嘗
山座主并御子宮令入其列致道之基古
今無比類仍雖上東国之軍兵可追討遂従
也權其首雖無歟且祈請佛神且大元之与
力殊歟被引率仍牒送此仰以牒
寿永二年十二月廿二日　　前右兵衛佐源朝臣
こうかはしらけかしらけかしらけ
見三塔令合一山門院法代牒如之
てりりて平家又西国より西北方不曾東
西よりて平家と一よりて関東

せしめきよしあるひとちうあ
らして人よりさきに事よあらし
はおとしき部等みるとも云合も
ものもあるよりなし人の申紙書や
ありとうかれハ東山より或僧俗
一人ゝて部等ものしてきたりたり本
官位を一同なる形よ入て引かあよ
小袖二領て酒なるとものあきやくひなき

よりと文をかせたるよ本官ゝ云ハも
こしもちらすハ山伯文を書二領後ハ見
めよのきひめやをハ生活等よかそまるん
いまよりなハもこしもうしろめたくお
ひ給へらすもこ事をもさハ祇
方大路神の社冠をあくらる色しなと
かせうもして文二通て世一通をは平
都大臣殿へと書すに通をハ毎に二領

へとうをせて新色男をあしらせくあるへ
ぬりうりに成ぬくと大臣殿とよ
悦給ふ二位殿もさすがとおもふれう
宣旨を新中納言の給ひ給ふ所にてあり
のぶんをうれしとも本曽と一よ
成てうとくの中さんをあ頼朝うもん
所也ちうしはちの郎ハ名こ
うをしはくをて和うせをりま

せハ甲をぬきうをとりて海人ようん
ぶくしと迎ふあるへしとその給ひ給ふ本
曽殿へうの入てをく取くを逐捕し貴
賤上下をなわまりたるの院の所
取給ふ焼殿上人を誠ををくすこ
しもとかぶ取なきよりを平家物語
てゆれは給ふ君と臣と山と奈良と
ぬ一門をもむいく源氏の世よなりしれた

さもあるべきやとて大臣殿よりそうしめしく
まつりて人々奥へよりてとりかへれば永
權亮三位の中將八月日の夕べ行幸
まはあけてもかれてもたての事をのこ
ゝろ〻くおぼしてとかりそめの新まち
もかりなりすあまりよ殿重景右衛
門督とをらくはるうちよりきゝ加のこゝろ
ゝをひきまみの御事をそなたけて

いかなる事ぞあらん推量あハ
まこゝろをれらいとをしらんとおもひ
をれとゝわるたあしあさなるのもも
をひきうていかハるれ事をおもふん
ゆりをいていてしまちはよさとはは
こゝろくいうきむえんとうらへを
き事をかゝへぬれハいとよろめき見
おもふんとれなつけてなをこゝろ

殺ふういとをしきかなかこのあり海を
とへきてゝ兵いかなるたん人をもかてゝひく
のをもかなうあるへうしさうとそあるよ
あるへきよあるとそてゝよハ月ゝつきあ
しかなるもをもあれ不曾八条円寂よ
元法皇をもひしくゝ讃しまいらせ
けるあひだ公ゝ殿上人一人もあらす
会戦の時は殿よりうしへ彼もあさ

すなわちいまあるけ道八前入道殿
下四ゝ本曾よあるけ世ゝ道ハかはあ
はまいき事をひゝ事なり殺ゝ思ゝあ
ゝ殺清盛入道八神ゝをとあゝあて
まゝり仏法ゝも地獄し新代の大悪を
あまゝ殺ゝうしハう一天ハ海を輩
の四あゝて共ハ中すてゝうゝ
ゝ大果報の者也上ゝ人ゝと類をゝ者

代々をたもちしくるしき法度をも
らしてまつりしより天の責をかうむ
て忽ちおろかなる孫又こゝそなわた
れてもあるべきは無行なり非道成
のこゝろ世成なる事ハあるべからず歟と
られけるは誠無道成りし人々をもあた
禁獄しつる事をもやあてりおのんをも
こゝろあるなるともかれ人々成

こゝろ被仰けるハ奉靡ゆえれとなな
をものまゝろハうせさりゆり佛事あも
しくひゝゝハ年部こう百年まて世成た
りしめう無成こゝ所なるひこの孔命をうハ
こゝもん敵ハいまよりなもとも向せていよ
もあるし我後れぬんまゝ人ともあり人も
入る殿をこう親ともやはれ親のおもせ
あんず事成ゝまてそいこゝゝはあ所

へきと云ふ事をうかゝ[illegible]十二月
十日八法皇の御[illegible]内裏をいて[illegible]給て大
[illegible]東院へ[illegible]
よりかゝてその日より[illegible]
[illegible]日本曾[illegible]
[illegible]宿遠[illegible]
の[illegible]
乃別當[illegible]

上より丹波國を知行[illegible]の御領内を國
の[illegible]院[illegible]
[illegible]神社佛寺[illegible]
[illegible]振[illegible]前漢[illegible]漢の間を剣[illegible]と云[illegible]
[illegible]二人世[illegible]十八年[illegible]
[illegible]
源氏[illegible]
[illegible]二人[illegible]京中[illegible]

はとゝはなりてあやうくこそ
見えられたれとゝもあるなりこゝに
一ゝ見れば東は近江国西は摂津国まで
見渡さるゝきみのうきものゝとなく
まうで給ふ事中々世こゝき思ふ
よあるまれはうゝくゝあはられて い
のちもいきうくうんてられけり